

工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の運用について

1 概要

(1) 適用対象工事

- ・ 工期内に急激なインフレーション等を生じ請負代金額が著しく不相当となった工事
- ・ 残工事が基準日から2ヶ月以上あること

(2) 変更対象

- ・ 賃金水準の変更がなされた日以降の残工事量に対する労務単価等

(3) 受注者の負担

- ・ 残工事の1.0%

2 運用基準

別紙「運用基準」のとおり

3 運用マニュアル

別紙「運用マニュアル」のとおり

4 変更契約後の対応について

今回のインフレスライド条項に基づき、請負代金額が変更された場合は、元請企業と下請け企業の間で既に締結した請負代金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について、適切に対応していただきますよう、よろしく申し上げます。

5 変更の請求について

別紙「様式1-1」を使用して、契約課（水道局発注案件は水道局財務課）まで提出してください。

ご提出の際は、事前連絡をお願いします。

年 月 日

様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

佐世保市工事請負契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更について（請求）

年 月 日付けで契約締結した下記工事については、労務単価等の変動により、工事請負契約書第26条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

1 工 事 番 号

2 工 事 名

3 工 事 場 所

4 請 負 代 金 額

5 工 期 年 月 日から
年 月 日まで

6 希 望 基 準 日 年 月 日

7 変 更 請 求 概 算 額 円

8 概 算 残 工 事 請 負 代 金 額 円

概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来高部分に相応する請負代金額を控除した額

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となる場合があります。